

(読み下し)

酒造年行司へ

町方請売酒屋并素人共  
御法合致軽蔑上方酒取寄  
売買之者多く酒造稼  
一統甚致難渋候二付歎出候  
書面之趣年々相考候間  
前紙之通町方并船持共へも  
御触候十月朔日以後取  
違之者有之候ハ無用捨  
可申出候全体是迄其方共  
制方忽之處より追々致  
増長手二余り候次第も  
至り候間以来無油断  
心付可申候軽忽二致置  
違犯之者於有之者其  
方共も可為越度候此度  
嚴重二申渡上六市中  
酒造稼之者共も造込随分  
致出精手合ケ間敷儀不致  
直段等正路二売捌可申候  
請酒屋共も作法相守都而  
指支無之様可致候自然  
不正之儀多有之候ハ酒造  
株并請売酒屋株共取揚  
咎可申渡候間心得違無  
之様精々心付可申候  
但惣年寄船年寄へ申渡候  
書下ケ写貳通相渡

閏七月廿六日

(さらに平易に書き直したもの)

酒造年行司へ

町方請け売り酒屋ならびに素人ども  
御法あい軽蔑いたし、上方酒取り寄せ  
売買の者多く、酒造稼ぎ  
一統はなはだ難渋致しそうろうにつき、歎出そうろう  
書面のおもむき、年々あい考えそうろうあいだ、  
前紙の通り町方ならびに船持ちどもへも  
御触れそうろう十月朔日以後、取り  
違いの者これありそうらわば用捨(ようしゃ)なく  
申し出ずべくそうろう。全体これまで其の方ども  
制方たちまちのところより追々  
増長いたし、手に余りそうろう次第にも  
至りそうろうあいだ、以来油断なく  
心付け申すべくそうろう。軽忽に致し置き、  
違犯の者これあるにおいては、その  
ほうどもも越度(おちど)となすべくそうろう。このたび  
嚴重に申し渡す上は、市中  
酒造稼ぎの者どもも造り込み随分  
出精いたし、手合いがましき儀いたさず、  
直段(ねだん)等正路に売り捌き申すべくそうろう。  
請け酒屋どもも作法あい守り、とて  
指し支えこれなきよういたすべくそうろう、自然(じねん)  
不正の儀多くこれありそうらわば、酒造  
株ならびに請け売り酒屋株ども取りあげ  
咎め申し渡すべくそうろうあいだ、心得違(これなき  
よう、精々心付け申すべくそうろう。  
但し、惣年寄、船年寄へ申し渡しそうろう  
書き下しが写し二通あい渡す

閏七月二十六日

